

旭川医科大学ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター職に関する要項
(令和7年1月8日学長裁定)

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人旭川医科大学におけるユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター職（以下「URA職」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2 URA職の職名については、次の各号のとおりとする。

- (1) 主任URA
- (2) URA

(採用)

第3 URA職の採用は、別に定める「URA職選考基準」に基づき行うものとする。
2 URA職の採用に際しては、原則として期間を定めた労働契約を締結するものとする。

(給与)

第4 URA職の給与は、基本給及び諸手当とし、旭川医科大学特定業務職員給与規程（平成28年旭医大達第50号）を適用する。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、URA職に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年1月8日から実施する。

【制定理由】

ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター職の新設に伴い、必要な事項を定めるものである。